

進められるなかで高齢者の皆さんが安心して暮らせるよう高齢者生活支援事業、予防・生きがい活動支援事業及び緊急通報システム事業を引き続き実施してまいります。今年4月からの介護保険制度の改正により、新たな介護予防事業がスタートいたしますので介護予防・生活支援事業条例の改正を今議会に提案しておりご審議をお願いいたします。

また、4月から3障害の障害者施設を一元化する障害者自立支援法が施行されますので、障害者が地域で暮らせる社会づくりのため体制の整備と支援に取り組んでまいります。

老朽化が著しい問寒別へき地保育所の改築については、平成19年1月のオープンを目指して整備します。

食生活の変化、ストレス、運動不足などに伴い、生

活習慣病が増大しており疾病の予防から早期発見、早期治療に至るまで一貫した取り組みのため各種健康診査の実施と健全な食生活の必要性の「食育」を広めてまいります。

また、保健センターを核に医療・福祉・生涯学習の各分野との連携と「保健推進委員」の活動による地域ぐるみの健康づくりを進めてまいります。

更に母子保健は、生涯を通じた健康づくりの始まりと言っても過言ではありません。母子・父子手帳の交付を人口に育児世代への健全な発育・発達を支援するとともに、それぞれの年代に応じた保健事業の推進に努めてまいります。

墓地の整備については、遅れていた問寒別地区の管理用道路の舗装整備を2年計画で実施します。

北星園については、老朽化に加えて狭隘なことから快適でゆとりのある

居住空間の整備が急務であります。障害者自立支援法は平成18年4月1日から施行されますが関連する省政令等の改正推移を見て、議会と協議の上、方向性を決め1日も早い施設の整備を進めてまいります。

国民健康保険事業については、平成17年度の税率改正等により収支が改善してきておりますが、保険税の滞納繰越額の回収と医療費の適正化を図り一層の健全化に努めてまいります。

介護保険については、改正介護保険法が今年4月から施行されることから介護保険料の改正の条例改正を今議会に提案しておりご審議をお願いいたします。また、新たに介護予防事業として地域支援事業を実施します。今後適切な給付サービスの提供と運営の健全化に努めてまいります。

町立病院については、

療養病床中心のケアミックス型病院で町民の医療確保のために鋭意努力しておりますが経営は非常に厳しいものがあります。医療サービスの提供に配慮し、施設・医療機器整備等を進めているところであります。今年度は胃カメラや移動型エックス線装置等の医療機器の整備とボイラーの更新を実施します。

また、老朽化の著しい施設の本格的な改修計画については、今年1月に施行された耐震改修促進法による基本方針等を見極めて検討してまいります。

第4は、「学ぶこころと文化をそだてる」施策であります。

町を、地域を支えているのは「人」です。厳しい環境の中で新しい時代を切り開いていく人材の育成が必要です。一人ひとりの才能を伸ばし、人間性豊かで創造性に富む人材を育てていかなければなりません。

また、学校や家庭、地域など社会全体で体験活動やふれあい交流を通じて、命の尊さ、社会貢献の大切さを教え「豊かな心」を育てていくことが求められています。

具体的には、幌延町教育委員会の教育行政の執行にゆだねるところですので予算等に配慮してまいります。

学校教育では、幌延町の教育の特色になっている情報教育について「幌延情報教育センター」の管理運営や「高度教育ネットワーク」の環境整備に配慮します。

学校という教育現場で痛ましい事件が起きています。「子どもは国の宝、社会の宝」ですので教育環境及び社会生活環境での安全性の確保、防犯対策に配慮してまいります。

学校教育施設については、新耐震基準前に設計・建築された幌延小学